

平成 28 年度 第 1 回成田市学校給食センター運営委員会議事録

- 1 日 時 平成 28 年 8 月 4 日（木）午前 10 時 00 分から
- 2 場 所 学校給食センター玉造分所会議室
- 3 出席者 1 号委員 渡邊委員
2 号委員 根本委員・上野委員・末次委員
3 号委員 京増委員・中村委員
事務局 関川教育長・伊藤教育総務部長・後藤所長・高柳係長
金城栄養教諭
- 4 議題 1. 学校給食センター運営委員会委員長の選任について
2. 学校給食センター運営委員会副委員長の選任について
- 5 報告 1. 給食費改定後の状況について
2. 支払督促について
3. その他
- 6 議事（要旨、質疑）

議題 1. 学校給食センター運営委員会委員長の選任について

委員長は、成田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例第 8 条の規定により委員の互選により選出することとなっていたが、推薦する方ではなく、委員から事務局一任となったことから、事務局として中村委員に委員長をお願いし、委員からは異議なく承認された。

議題 2. 学校給食センター運営委員会副委員長の選任について

副委員長についても、成田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例第 8 条の規定により、委員の互選により選出することとなっていたが、推薦する方はなく、委員から事務局一任となったことから、事務局として京増委員に副委員長をお願いし、委員からは異議なく承認された。

7 報告（要旨、質疑）

報告 1. 給食費改定後の状況について

事務局 給食費の改定につきましては、昨年 8 月 20 日に開催しました、この運営委員会で協議していただきました。その後、保護者の皆さんに周知するため、10 月と 1 月に給食費の改定に関して丁寧に説明した文書を配布させていただいた後、今年 4 月から改定を実施させていただきました。

給食費の改定により、これまで比較的、高価で使用できなかった食材を活用したメニューが提供できるようになり、例えば、さくらんぼなど季節の果物が提供できるようになったことで、生の果物類の提供の割合が低いという課題が解決されてきております。また、今までは価格面により使用が少なかった牛肉なども積極的にメニューに取り入れることができ、子どもたちに人気のある牛丼を提供することで、そこに苦手としていた野菜を組み合わせるなど、よりバランスよく食べられるメニューの工夫がしやすくなりました。

子どもたちの感想についてですが、親子方式の共同調理場では、栄養士が給食時に訪問し、直接、「味が美味しい、メニューの組合せが好き、デザートが好き、あたたかくて美味しい、野菜が美味しい」など、児童生徒の

感想を聞いています。また、それ以外の玉造や下総・大栄の調理場では、給食費の改定後の状況を把握するため、アンケートを実施いたしました。

小学校3年生と5年生、中学校では2年生、全員を対象に4月から給食が美味しくなったかを質問したところ、とても美味しくなったが31%、美味しくなったが31%と合わせると6割強をしめております。また、4月から変わったと思うことを、複数回答で尋ねたところ、デザートが増えたが62%、味が良くなったが32%、フルーツが出たが33%などとなっています。

給食費の改定により、どのようなことが可能になったのか、どのような工夫が出来るようになったのか、栄養士から具体的な話をさせていただきます。

栄養士 使用できる食材の種類が増えたことや、価格面で厳しかった、だしパックからだしを取ることが可能となりました。その他に、下味で調理酒やワイン風味を使用していましたが清酒やワインなど一級の物に変えています。また、豚肉などの一枚肉の回数が増え、大きい肉を提供できるようになりました。魚などは、予算の兼ね合いで選んでいたものが、美味しいという魚を選ぶことが出来るようになりました。デザートは、回数を減らすことなく生の果物を出すことが出来るようになりました。また、地場産の野菜を積極的に取り入れることが出来るようになりました。

事務局 今、説明がありましたが、質の高い給食を作ることも重要なことですが、「おいしい」と感じるのは、自分の好みの味があったり、給食の時間が楽しい雰囲気であったり、何を食べているかをよく知っていることが重要になります。また、給食を作っている人が誰なのかということも重要であり、

学校職員や栄養士が行っている給食の時間などの食育や授業と関連した食教育も重要なポイントになり「おいしさ」につながっています。給食時の担任による声掛けも必要です。

このように、学校給食については、安全・安心な給食を提供するために衛生管理には細心の注意を払うことは当然のことですが、よりおいしい給食を食べてもらえるよう、献立の工夫や旬な地元産食材を使用するなど様々な取り組みを行っております。栄養士のみなさんは、これらの時間の合間をみて、各学校を訪問し、一生懸命に食育にも取り組んでいます。

学校給食センターの事務も、これらの取り組みをバックアップしながら、おいしくて安全な学校給食を提供できるよう、また、喜んで給食を食べてもらえるよう努めてまいります。

以上、給食費改定後の状況の説明とさせていただきます。

なお、今年の4月からは、親子方式の共同調理場としては、市内で3カ所目となる公津の杜小学校の共同調理場がオープンし、順調に稼働しております。次回の運営委員会では、公津の杜小学校での給食の試食も実施できるように企画したいと考えております。

報告2. 支払督促について

事務局　まず、給食費の滞納額についてですが、平成27年度は約1,300万円の滞納があります。また、当該年度以前からの繰り越ししている滞納額ですが、7,200万円弱となります。したがって、平成27年度末の滞納額の総額としては、8,500万円弱となっています。平成27年度の徴収実績といたしましては、滞納繰越分の収納額は、約1,450万円であり、前年度の約930

万円に比べて 1.56 倍に増えております。今年度も、滞納整理に努力して、徴収実績を上げられるように努めてまいります。

次に、昨年度から再開いたしました支払督促の状況ですが、高額滞納している保護者に対しましては、昨年 10 月に 5 件、今年 1 月に 10 件の支払督促を佐倉の簡易裁判所に申し立てました。昨年 10 月の 5 件につきましては、和解が 3 件、債務名義の取得が 2 件となっております。債務名義の取得とは、裁判所に債務の存在を認めてもらったということで、このことにより、裁判所に申し立てれば、差押も可能になります。和解 3 件については、約 2 年間での分割払いになり、今のところ順調に支払が進んでおります。今年 1 月の 10 件につきましては、和解が 4 件、債務名義の取得が 5 件、全額納付のため中止したのが 1 件となっております。和解案件については、約 1 年から 2 年間での分割払いになり、児童手当からの支払いも多くなっています。こちらも、月々の分割払いが少し始まってきております。

また、2 回の支払督促で計 7 件が債務名義を取得しており、これらの方々には、支払に応じるよう訪問していますが、オートロックで入れないマンションや、呼び鈴を押しても出てこない家もあるので、まだ、全ての人と話せていない状況です。話に応じてくれた人には、支払いいただけない場合は、差し押えをする場合もありますとお話しさせていただいています。

なお、今後の支払督促の申立て予定ですが、手続き事務について年間を通じて均等化させるため、6 月と 12 月の年 2 回の申立てを考えています。

以上、簡単ですが支払督促の報告とさせていただきます。

委員 未納者の主な原因は

事務局 未納者には色々な方がいますが、支払いたくない、また、経済的に払えない方もいると思います。給食センターとしましては、個人情報関係で、経済状況まで把握することが出来ないのも、経済的に厳しいという方には税情報の閲覧同意書をいただいて税金の納付状況等を確認しています。色々な事情の方がいると考えております。

委員 支払督促を行う基準は

事務局 基本的には高額な滞納額の方を対象としています。

委員 滞納の情報を公開して、支払っていない方の意識を変えてはどうか。

事務局 滞納の情報を公開した場合、良い面と、逆の要素があると考えられます。

運営委員会の中ではご報告できますが、保護者に公開するのは難しい要素もあると思います。職員の臨戸徴収の回数を増やしたり、新たなPRの仕方を考えながら一件一件対応していきたいと考えております。

委員 専属の弁護士に委託できないのか。

事務局 債権回収を専門に行っている弁護士に相談しましたが、一件いくらという形で報酬が決まるので、給食費は債務額が低いので受けられないという回答でした。

教育長 何もやらないのではなく、可能性を導きだし、意識を高めるための手立てを講じていかなければならないと思います。事務局でも再度議論して滞納額を少なくする方策をとっていききたいと考えております。

事務局 納付意識を高めてもらうために、支払督促を行っており、支払いに応じしてくれない方については、最終的に差し押さえまでやるべきと考えています。差し押さえを行うことを督促状の中に記載してアナウンス効果も期待

できると思いますが、差し押さえまで進んで良いのか委員の皆さんの意見をお聞きできればと思います。

委員 明らかに悪質の場合は当然の権利で行ってもよいと思いますが、子どもたちへの悪影響もあるので穏便に済ませたいということも考えられます。

何年か行って抑止力になれば一つの方法だと思います。そのところを吟味しながら、これは止むなしと判断できれば私は行っても良いと思います。

委員 一概に回収することが良いとは限らないと思いますが、ケース毎に状況が違ってくると考えています。

子どもには、お金を払えないことについて責任がないので、子どもがそれを苦にして命を絶つこともあることなので慎重にお願いしたい。

学校としては、払えないのであれば準用保護という制度があるので、移行して未納を減らしていただきたいと思います。

委員 これだけの未納があって運営できているのですか。また、未納の補てんはどうしているのですか。

事務局 未納分がありますが、給食の食材については市の予算として人数分確保していますので給食を作るのには問題がありません。

差し押さえを行う場合、給与の差し押さえや、銀行預金の差し押さえなどが考えられますが、生活の規模によっていくら以上は差し押さえできないと規定がありますので、生活に支障のない範囲で行います。差し押さえを行う場合は、債権者の家に何度も訪問をして事情を聞き、丁寧な手続きをした中で進めていきたいと考えております。

委員 どのくらい滞納の年数と額が大きい方に支払督促を行っているのですか。

事務局 滞納額が20万円を超していることや、小学校から中学校までの9年間であることなどであり、滞納額としては、平成15年度分からとなっております。給食センターとしましては、経済的にお支払いできない方の税務情報の閲覧の同意書を出していただき、状況を確認させていただければ、不能欠損の手続きを行っていくことになります。

委員 督促の期限をお聞きしたい。銀行から引き落としできなかった時にはどのような対応をしているのでしょうか。

事務局 口座引き落としができなかった方には、現金で納付していただくよう学校を通じて納付書をお配りし、コンビニ等でお支払いいただいております。

報告3. その他 美郷台小学校に建設する共同調理場の設計委託について

事務局 市内4ヵ所目となる美郷台小学校の共同調理場につきましては、昨年度に設計業務を発注いたしましたが、県との協議に時間がかかっており、設計業務を本年度に繰り越しております。

親子方式の共同調理場は、調理した給食を敷地外に搬出するため、建築基準法上では工場と見なされます。住居系の用途地域が指定されている土地では、原則、建築ができないため、施設を建築するために、県の建築許可を取得する必要があります。

美郷台小学校の共同調理場は、美郷台小学校を親とし、成田小学校及び八生小学校が子となる親子方式です。

建築許可につきましては、市街化調整区域で許可が不要な本城小学校を除き、公津の杜中学校や公津の杜小学校の施設でも許可を取得してまいりました。しかし、美郷台小学校の施設の場合は、子となる学校の規模が大

大きく、周辺環境に与える影響が大きいのではないかと指摘されておりますが、学校給食センターとしては、子の学校の食数が増えても、給食の搬送車の台数は変わらず、周辺環境に与える影響に差はないと考えております。

現在は、他の学校には給食棟を建設可能なスペースがないことなど、美郷台小学校に建設することの必要性を訴えながら、引き続き、県と協議しているところです。

以上、簡単ですが、美郷台小学校の共同調理場の設計委託に関する報告とさせていただきます。

教育長 加えてご説明させていただきますと、市としましては、成田小学校に施設を作れば一番良いのですけれども、ご承知のようにスペースがないわけです。いくら考えても施設は作れないということで、違う場所から運ぶしかない状況となっています。そこで、一番近い学校が美郷台小学校で敷地も十分広いため、給食施設を作り自校給食を行う分には何の許可もいらないわけです。けれどもそこから、もう少し増やし成田小学校へ運んだ場合、建築基準法上、工場扱いとなり許可はできないというルールに縛られてしまっています。実質的に何か困ることがあるのか、自校給食では、大丈夫なのに他に運ぶことはできないと、そういうルールがあるからということ。工場扱いということですが、決して利益を生むものではありません。子供たちの食育を推進するための施設なのに許可してくれないということが難しいところでもあります。これから、時間がかかるかもしれませんが、とことん突き詰めて県と協議していきたいと思っております。

委員 玉造センターも工場扱いとなりますか。

事務局 改めて建築するとなると同様に建築基準法上の許可が必要となります。

共同調理場が建設できた場合は、中学校専用の施設として建て替える計画となっており、許可に関しては優遇されていると考えております。

部長 今後の計画としまして、平成小学校があるわけですがけれども、準工業地域ということで規制がかかっていないところとなります。

部長 給食費改定後の状況についてですがけれども、センターでは色々と工夫しながら栄養士が中心となっておいしい給食を提供できるよう取り組んでおります。今後、どんな形でより充実した給食を提供できるかについて話をしていくわけですがけれども、例えば子供たちの家庭科の授業の中で献立をアレンジして給食に取り入れたらどうかという意見を言っていた場合には献立に取り入れている状況であります。食材など幅広く採用できるようになったということもありますので、そういった中では可能性が広がったのではないかと思います。その他に家庭教育学級において、少人数ですがけれども給食を試食していただいております。地域の皆さんに給食を食べてもらう給食レストランのようなこともやれるのではないかと考えております。また、子供たちがセンターに来て、職業体験をしてもらうケースもあり、子供たちが食に関心を持つことができるため、そのような取り組みも積極的に行っていきたいと思っております。今年から教育指導課に指導主事として栄養士の方が入っていただいております、子供たちと給食の話を積極的にするというのも大切と考えております。それは、玉造センターで配食している生徒に聞いたところ給食もおいしいけれども、家のごはんの方がおいしいと言ったそうです。

栄養士がどうしてか考えたところ、それはやはり家で料理をしている母親の顔が見えるからだということだと思います。

栄養士が生徒のところへ行って生徒の話を聞いているところでありますが、委員の皆さんからもご意見があればお聞きしたいと思います。

委員 子どもと給食の話をした時に、少なくともフルーツがでると給食の好感度が上がるみたいです。シーズンごとにケーキなどを出してもらっている時は喜んで給食を食べています。

委員 保護者の方がセンターに来る機会はあるのですか。

事務局 家庭教育学級などでセンターを見学し、試食をしていただいております。そのような機会をいただいております。ただ、人数が限られておりますので、今後、より多くの方に見ていただくような機会をつくっていきたいと思います。

部長 公津の杜中学校の給食だよりにおいて、簡単な家庭で作れるレシピを紹介しており、給食と同じ味を楽しめることにつながるため、こういう取り組みも必要であると思っております。

8 傍聴 2人